

激変緩和への対応について

激変緩和への対応については、下記（案）のとおり行うこととしたい。

1 基本的な考え方

「国のガイドライン」に沿って、対応する。

(1) 比較する基準値

保険料は医療分、後期高齢分、介護分の合算で構成されていることから、公費を全て投入した後の県平均の一人当たり保険料（理論値）を算出し、平成28年度と当該年度の保険料における県平均の伸び率を基準にして比較する。

(2) 比較の方法（丈比べ）

被保険者一人当たりの標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e）と各市町村の平成28年度の被保険者一人当たりの保険料決算額を比べて判断する。

(3) 一定割合の設定 【変更】

一定割合は、県平均の伸び率+1年当たりの割合 α とし、「1年当たりの割合 α 」は、1%とする。

また、下限値は設定しない。

（理由）

- ・国のガイドラインで、「1年当たりの割合 α 」を0.5～2%の幅で設定することが示されていることから、前回の試算は、0.5%・1%・2%の3パターンで行った。また、国から制度改正に当たっての保険料の上昇を極力抑えるよう言われている。
- ・第3回試算の結果を踏まえ、0.5%では激変緩和措置の財源が不足するおそれが高い。他方2%では、市町村による決算補てん等の法定外繰入の解消の余地がなくなり、保険料の急激な上昇となるおそれが高い。
- ・保険料の上昇を極力抑えつつ、本来あるべき保険料へ早期に近づけるためには、「1年当たりの割合 α 」は、1%が妥当と考えられる。

下限値については、医療費適正化に向けた保険者努力支援制度の効果を打ち消すことになるため、設定しないこととする。

(4) 激変緩和措置の期間 【変更】

当面、平成35年度までの6年間とする。

なお、平成36年度以降の激変緩和措置の取扱いは、「一定割合の設定」を含め、今後の保険財政の動向を踏まえて判断する。

(理由)

- ・「国保運営方針」の対象期間及び激変緩和措置の財源である「特例基金」から充当できる期間との整合性を図る。
- ・国保財政の長期的な見通しが困難であり、新制度による決算状況等进行分析した上で判断する必要がある。

(5) 配分の方法

各市町村の激変緩和措置の必要額を算出した後、各保険料区分（医療分、後期高齢分、介護分）の超過割合（一定割合と同じ割合を設定）に応じて按分し、各市町村の納付金を引き下げる。

2 激変緩和の財源との関係

(1) 30年度の特例基金

6年間限定の特例基金であるため、初年度を厚くする傾斜逡減で配分し、30年度は5億円（特例基金の約3分の1）を投入する。

(2) 余剰額の配分方法 【変更】

余剰額の配分は、標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e）から激変緩和措置額を除いた額（余剰配分対象額）を算定した上で、各市町村が県全体に占める割合に応じて配分する。

（理由）

- ・当初検討していた前期高齢者数による配分では、激変緩和措置を受ける団体と受けない団体との格差・不公平感が生じやすい。
- ・標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e）を配分の対象とするのは、納付金算定の仕組み上、所得が多い市町村が相応の負担をする仕組みであり、その負担割合に応じて配分することが適当である。
- ・激変緩和措置額を除くのは、激変緩和措置を受けた団体と受けない団体との間に差を設け、受けない団体の配分が多く受けられるよう公平性を確保する。

以上の観点で余剰額を配分し、激変緩和措置を受ける団体の上昇幅が均一となるように引き下げる。